

提出日：西暦 2013 年 5 月 22 日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
報告者：田川 史絵

研修 テーマ	2012 年度事務職員能力認定制度研修
主催 者	日本弁護士連合会
受講 場所	愛知県弁護士会4階
受講 期間	平成 25 年 5 月 17 日
研修 内容	第7回 「任意整理・破産・民事再生」 講義で取り上げられたテーマは以下です。 1 多重債務の基礎知識 2 任意整理 3 自己破産申立 4 破産管財手続き 5 個人再生
研修 の成 果及 び感 想	<任意整理の手続きを進めていくうえでの注意点> ・ETCカードも忘れずに返してもらうこと→うっかり使ってしまうことがある。 ・債権者に通知を送る前に、車のことを確認する。リース、売却等。 ・保証人の有無。本人が任意整理すると保証人も同時にとわれている方が多い ので、お伝えする。 ・「絶対に借りない。返さない。何かあったら報告、相談」と説明する。 ・現在の生活状況をお聞きし、必要であれば失業者・母子家庭向けの制度、国民 年金の免除の手続など。 <債権者への連絡> ・「自分が事務員であること」「必ず弁護士に確認して和解すること」 一旦、電話を切るか保留にするなどして、非弁活動と誤解されないように注意が 必要。 <自己破産申立の手続きを進めていくうえでの注意点>

破産申立をして免責決定をしたあと、引っ越したり、住民票を移したりする方がいる。そういった事態にならないように、初めに説明を忘れずにする。

〈自己破産 非免責債権〉

- ・養育費については、破産手続中に止めることはあっても手続きが終わったら、また支払わなければならないので、注意。
- ・あとは、破産者がこれは該当しないから言わなくても大丈夫だろうと思われて教えていただけない場合もあるので、その点についてはこちらから確認をしていく必要がある。例えば以下である。

例：奨学金、保証人債務、相続した負債、買掛金（法人）、分割購入した教材費、滞納家賃、プロバイダ料金、道路交通法違反などの罰金（労役場留置 1日 5,000円）

〈個人再生のポイント〉

- ・最大8割の負債カットができる。弁済期間は3～5年
- ・住宅資金特別条項をもうけることによって、住宅ローンだけは支払うことができる。
- ・免責不許可事由があってもかまわない。（住宅：自分が住んでいないとだめ）
- ・自宅の競売など強制執行の中止ができる。

今回の講義、特に破産の分野では、弁護士側からすると「大丈夫だろう」「分かっているはず」と思いがちなことも、初めて破産をする方にとっては、やってはいけないことやご本人は関係ない件と誤って、悪気がなく連絡もなく物事を進めてしまうことがある。事務所側も丁寧に説明することを心がけ、例を出しながら、お尋ねすること、認識を合わせることが重要である。

受講者

田川